

栃木県地域警察運営規程

(平成13年3月15日)
(栃木県警察本部訓令乙第11号)

～原文は縦書き～

栃木県地域警察運営規程(平成元年栃木県警察本部訓令第十二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条－第六条)
- 第二章 地域警察幹部の職務(第七条－第十四条)
- 第三章 署の運用制等及び活動基準
 - 第一節 勤務制及び署の運用制(第十五条－第二十七条)
 - 第二節 活動の基準(第二十八条－第三十六条)
 - 第三節 運用計画(第三十七条－第四十一条)
- 第四章 地域警察活動
 - 第一節 通則(第四十二条－第四十四条)
 - 第二節 交番等の活動(第四十五条－第五十五条)
 - 第三節 自動車警ら班の活動(第五十六条－第六十三条)
- 第五章 団地等における活動の特例(第六十四条・第六十五条)
- 第六章 交番相談員(第六十六条)
- 第七章 補則(第六十七条－第七十一条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この訓令は、地域警察運営規則(昭和四十四年国家公安委員会規則第五号。以下「規則」という。)に基づき、別に定めのあるもののほか、栃木県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域警察官 第三条に規定する任務を遂行するため、第四条に定める活動単位において活動する警察官及び警察本部(以下「本部」という。)又は警察署(以下「署」という。)において地域警察に関する企画、統計等の事務に従事する警察官並びにこれらの警察官に対し、主として指揮監督及び指導教養(以下「指導監督等」という。)に当たる警察官をいう。
- 二 地域警察幹部 地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある警察官をいう。
- 三 所管区 署の管轄区域を交番、駐在所及び警察署所在地(以下「署所在地」という。)ごとに分けて定めた区域をいう。
- 四 受持区 所管区を巡回連絡を実施する担当ごとに分けて定めた区域をいう。

(任務)

第三条 地域警察は、地域の実態をは握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動(以下「地域警察活動」という。)を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穩を確保することを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、所管区内の実態を的確には握するよう努めなければならない。

(活動単位)

第四条 地域警察官の組織を構成する活動単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 交番(署所在地、臨時交番を含む。以下同じ。)
- 二 駐在所(複数駐在所を含む。以下同じ。)
- 三 自動車警ら班

(運営の基本)

第五条 地域部地域課長は、警察本部長(以下「本部長」という。)の指揮を受け、地域警察を効率的に運営するため、地域警察の組織等の整備、企画及び実施並びに地域警察官の指導教養を適切に行うものとする。

2 警察署長(以下「署長」という。)は、本部長の指揮を受け、次の各号に掲げる事項に留意の上、地域の実態に即した地域警察活動を効率的に推進するものとする。

- 一 各活動単位の特性及び機能を十分に発揮させるとともに、相互に緊密に連携させ、活動単位の総合的運用を図ること。
- 二 管内の実態を的確には握し、その実態に即した活動体制等を整備するとともに、警察事象の変動に応じた重点的な運用を図ること。
- 三 地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)及び警察署通信室(以下「署通信室」という。)並びに地域部地域課航空隊との連携を密にして、その組織的機能を十分に発揮させること。
- 四 地域警察官に対する指導監督等を積極的に行い、地域を担当する自覚と責任を促し、実務能力の向上を図ること。
- 五 地域警察官による管内実態のは握その他の地域警察活動を通じて県民の理解と協力が得られるような運用を図ること。
- 六 地域警察官の適正な人事管理を行うとともに、勤務環境、勤務条件その他の処遇の改善及び事務の合理化に努めること。

(名称等の表示)

第六条 交番及び駐在所(以下「交番等」という。)並びに警ら用無線自動車(以下「無線車」という。)の表示は、栃木県警察標識に関する規程(昭和四十二年栃木県警察本部訓令第十六号)の定めるところによるものとする。

第二章 地域警察幹部の職務

(地域管理官の職務)

第七条 地域管理官は、地域警察の運営に関する調整及び指導に当たるほか、地域警察官を指揮監督するものとする。

(地域課長の職務)

第八条 地域課長は、おおむね次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 一 地域警察に関する総合的な企画、
- 二 地域警察官の配置及び運用
- 三 地域警察官の全般的な指導監督
- 四 通信指令業務の指導監督
- 五 各課(係)との連絡及び調整

(地域総務係長等の職務)

第九条 地域総務係長及び地域総務主任は、地域課長を補佐するとともに、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 一 地域警察の庶務、調査、統計等の事務
- 二 地域警察官に対する実践的指導監督
- 三 地域警察官が取扱った事件の処理に関する具体的な指導監督
- 四 前三号のほか地域課長が必要と認める事項

2 通信指令係長及び通信指令主任は、地域課長を補佐するとともに、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 一 署通信室の通信指令業務
- 二 地域警察官に対する通信指令業務に関する実践的指導監督
- 三 前二号のほか地域課長が必要と認める事項

(警察署外で勤務する地域警察幹部の職務)

第十条 交番所長、駐在所長、自動車警ら班係長、交番主任、駐在所主任、署所在地主任及び自動車警ら班主任は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、おおむね次表の上欄に掲げる区分に応じて、当該下欄に掲げる職務を行うものとする。

(指導監督等)

第十一条 署長は、署の地域警察幹部に命じて、交番等の地域警察官に対する指導監督等を行わせなければならない。

2 署長は、地域警察官の実務能力を向上させるため、署の地域警察幹部以外の幹部に命じて、当該幹部が所掌する事務のうち地域警察活動に必要な事項について、実践的な指導教養を行わせなければならない。

3 署長は、毎月末までに翌月の指導監督等の実施計画を策定し、署の地域警察幹部及び署の地域警察幹部以外の幹部(以下「署の幹部」という。)に指示するとともに、本部長に報告しなければならない。

4 署の幹部は、指導監督等の結果を別に定める指導監督等実施結果報告書により、その都度地域管理官又は地域課長(以下「地域管理官等」という。)を経て署長に報告しなければならない。

(指導監督等に当たっての留意事項)

第十二条 署の幹部は、地域警察官の指導監督等に当たっては、その勤務の実態を的確には握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取

り組むよう、その能力、個性等に応じて具体的に行うとともに、常にその結果を確認するものとする。

2 地域警察官に対する指導監督等は、原則として交番等の勤務場所において行うものとする。

(交番所長等との連携)

第十三条 署の幹部は、地域警察官の指導監督等を行い、その実践状況の結果を確認するに当たっては、地域警察官と勤務を同じくする交番所長及び駐在所長(以下「交番所長等」という。)と緊密に連携して行うものとする。

(活動の評価)

第十四条 署長及び地域警察幹部は、地域警察官の活動の評価に当たっては、地域警察官の行うべき活動の全般について、その努力度、達成度等の評価を行うとともに、潜在の実績の評価を適正に行い、客観的かつ総合的な評価に努めなければならない。

第三章 署の運用制等及び活動基準

第一節 勤務制及び署の運用制

(勤務制)

第十五条 地域警察官の勤務制は、栃木県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成十二年栃木県警察本部訓令第三十八号。以下「勤務規程」という。)に定めるところによる。

2 活動単位ごとの勤務制は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 交番 交替制勤務又は毎日勤務
- 二 駐在所 駐在制勤務又は毎日勤務
- 三 自動車警ら班 交替制勤務

3 駐在制勤務は、毎日勤務を駐在所の施設に居住して行うものとする。

(部制運用)

第十六条 交替制の地域警察官は、当務ごとの部制編成により運用するものとする。

2 部制の呼称は、一部、二部及び三部とする。

(勤務時間等)

第十七条 地域警察官の勤務時間は、勤務規程の定めるところによるほか、別に定める。

(勤務日等の指定)

第十八条 署長は、勤務計画表により、通常勤務以外の地域警察官の勤務日及び週休日を割り振るものとする。

2 前項の週休日は、月一回を日曜日に設けるよう配慮するものとする。

(通常基本勤務)

第十九条 規則第五条第一項に定める勤務種別ごとの勤務方法により行う地域警察勤務(以下「通常基本勤務」という。)は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 交番勤務立番、見張、在所、警ら及び巡回連絡
- 二 駐在所勤務立番、在所、警ら及び巡回連絡
- 三 自動車警ら班勤務機動警ら及び待機

2 署長は、交番等の位置、周辺の環境等を勘案して、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、勤務方法を変更することができる。

(勤務方法ごとの勤務時間の基準)

第二十条 地域警察官の勤務方法別の勤務時間の割り振り(以下「勤務基準」という。)は、別に定める勤務基準の例のとおりとする。

2 駐在所勤務の地域警察官は、一週につきおおむね六時間の夜間警らを行うものとする。
(勤務基準)

第二十一条 署長は、前条に規定する基準の例に従い、かつ、管内の実態を勘案して、個別の活動単位ごとに勤務基準を定めなければならない。

(勤務基準の策定に当たっての留意事項)

第二十二条 署長は、前条に規定する勤務基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 立番は、原則として人の往来その他交通の状況等から、最も効果の高いと認められる朝、夕の通勤、通学時間帯に割り振ること。

二 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間を確保し、巡回連絡専従日にあつては巡回連絡の時間を五時間以上割り振ること。

三 管内の警戒力、特に夜間における警戒力の間げきを生じさせないようにすること。

四 交番相談員が配置されている交番において、交番相談員が勤務している時間帯は、可能な限り、巡回連絡、警ら等の街頭活動時間に割り振ること。

2 署長は、勤務基準を定めるに当たっては、所管区の勤務員の意見を反映させ、次に掲げる個別の所管区の実態に即したものにしなければならない。

一 交番等の所管区ごとの特性及び季節、曜日、天候、勤務員数等実情に即した数種類の勤務基準を策定すること。

二 所管区等の状況の変化に対応するため、必要により勤務基準を見直すこと。

三 所管区の状況等から警らと巡回連絡を併せて行うことが適当であると認める場合は、警ら・巡回連絡を勤務方法として行わせること。

3 署長は、勤務基準を定め又はその改正を行ったときは、その内容を本部長に報告するものとする。

(勤務変更に当たっての留意事項)

第二十三条 署長は、規則第十一条第三項及び第四項の規定により勤務方法別の割り振り等の変更(以下「勤務変更」という。)を行うときは、弾力的に行うよう努めるものとする。

2 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じて効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、地域管理官等に申し出て勤務変更の指示を受けるものとする。

3 署長又は地域管理官等は、勤務変更の指示を行うに当たっては、治安情勢等の必要に応じて、勤務時間の割り振りを適切に行うものとする。

4 交番等に勤務する地域警察幹部が地域警察官に軽易な勤務変更の指示を行ったときは、その旨を地域管理官等に報告するものとする。

5 地域警察官は、事件、事故等が発生したとき、その他緊急を要する場合で勤務変更することにより、より効果的な地域警察活動が行えると合理的に判断される場合で、第二項の指示を受けるいとまのないときは、自らの判断で勤務変更を行うことができる。この場合において、当該地域警察官は、必要な措置をとった後、速やかに地域管理官等に報告するものとする。

(特別勤務への従事)

第二十四条 署長は、地域警察官を、規則第五条第二項に定める特別な活動を行う勤務(以下「特別勤務」という。)に従事させることができる。

2 署長は、地域警察官を特別勤務に従事させるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 相当長時間特別勤務に従事させる場合は、これに伴う通常基本勤務の削減により生ずる地域警察活動への影響を最小限にすること。

二 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他の警察部門の行う活動との連携を図ること。

(転用勤務の制限)

第二十五条 署長は、警察の総合的かつ効率的な運営の観点からみて、人員の不足その他必要やむを得ない場合のほか、地域警察官を地域警察活動以外の勤務(以下「転用勤務」という。)に従事させてはならない。

2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させようとするときは、当該転用勤務により地域警察体制に生ずる支障の程度等を十分比較考慮して慎重に判断しなければならない。地域警察官を七日以上継続して転用勤務に従事させようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。

3 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させる場合は、別に定める転用勤務承認簿に記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

4 地域警察官を継続して転用勤務に従事させる期間は、原則としておおむね一月を超えないものとする。

(勤務交替)

第二十六条 署長は、交替制勤務の地域警察官の毎交替時の点検、指示等を簡潔に行い、迅速な勤務交替に努めるものとする。

2 勤務交替は、勤務場所において、前日の勤務員と当日の勤務員が面接し、活動中に取り扱った願い届け、事件、事故その他必要な事項を確実に引き継ぐものとする。

(制服の着用)

第二十七条 署の地域警察官は、常に制服を着用しなければならない。

2 署長は、前条の規定にかかわらず、地域警察官が犯罪の捜査、各種情報の収集等を行う場合において、制服を着用して活動することが地域警察活動を行うために支障があると認めるときは、私服の着用を命じ、又は承認することができる。

(交番所長記章の装着)

第二十七条の二 交番所長は、制服を着用する時は、交番所長記章を装着するものとする。

2 交番所長記章の形状、装着位置等は、別に定める。

第二節 活動の基準

(事件等の処理範囲の基準)

第二十八条 規則第三条に定める事件又は事故の初動的な処理範囲は、別表に定める事件、事故の処理範囲の基準のとおりとする。ただし、署の事情によりこの基準によりがたいときは、署長は、別に指示することができる。

(警ら要点)

第二十九条 署長は、所管区ごとに犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、警備等の対象と

なる主要な地点及び地域を警ら要点として設定するものとする。

第三十条 削除

(自動車警ら班の機動警ら区域等)

第三十一条 署長は、自動車警ら班の機動警ら区域を第二十九条に準じて設定するものとする。

2 署長は、前項の機動警ら区域を定めるに当たっては、必要により隣接する署の署長と協議し、隣接する署の管内の機動警ら区域を設定することができる。

(受持区及び受持警察官の指定)

第三十二条 署長は、所管区ごとの地域警察官の数に応じて、当該個々の地域警察官が巡回連絡を担当する受持区を定め、受持警察官を指定するものとする。

2 前項の受持区は、人口、世帯数及び地域の実態等を十分考慮して定めなければならない。

(交番所長等の指定)

第三十三条 交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、五交替制勤務又は毎日勤務の交番所長を置くものとする。

2 署長は、一当務二人以上勤務する交番については交替制勤務ごとに班長を、自動車警ら班については、無線車ごとに車長を選任し、別に定める班長・車長等指定簿により指定するものとする。

(班長及び車長の職務)

第三十四条 班長及び車長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 勤務場所を同じくする勤務員(以下「勤務員」という。)に対し、指導監督等(巡査長又は巡査にあつては指導助言)を行うこと。
- 二 勤務員相互の融和及び協調を図ること。
- 三 勤務員の勤務及び事務処理の調整を行うこと。
- 四 施設、装備資機材、書類等については保守管理の責に任ずること。
- 五 勤務交替時の引継ぎに間げきを生じさせないため、引継ぎを適切に行う責に任ずること。

(交番連絡責任者の選任)

第三十五条 署長は、交番所長が置かれていない交番及び交番所長が一月以上不在となる交番については、班長のうちから、交番連絡責任者を選任し、班長・車長等指定簿により指定するものとする。

(交番連絡責任者の職務)

第三十六条 交番連絡責任者は、班長の職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 交替制を異にする班長等の勤務員相互間の融和及び協調を図ること。
- 二 管内の関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。
- 三 勤務交替時の引継ぎ等による間げきを生じさせないため、交替制を異にする班長間の引継ぎの方法等について調整を図ること。

第三節 運用計画

(基本計画)

第三十七条 署長は、地域警察の効率的な運用を図るため、次の事項を内容とする基本計画を定めなければならない。

- 一 活動単位ごとの配置人員
- 二 警ら要点及び機動警ら区域
- 三 地域警察官名簿
- 四 その他運営上の基本的事項

2 署長は、前項に規定する基本計画を定めたとき又はその改正を行ったときは、その都度本部長に報告しなければならない。

(勤務計画)

第三十八条 署長は、地域警察活動を計画的に行うため、月間における地域警察活動の重点、日ごとの実働人員、重点行事その他月間の活動に必要な事項等を考慮して、毎月二十五日までに翌月の勤務計画を定めるものとする。

2 署長は、前項の勤務計画を毎月末までに地域警察官に指示するとともに、本部長に報告しなければならない。

(指示重点)

第三十九条 地域管理官等及び交番所長は、地域警察官の当務日における活動が効率的に行えるよう、当務員の意見を考慮し、次に掲げる事項を指示するものとする。

- 一 月間の勤務計画に基づく当務日において重点的に実施すべき事項
- 二 管内の実態に応じた勤務の時間、場所及び方法
- 三 その他活動上配慮すべき事項

2 前項の指示事項の内容は、地域活動指示簿に記録し、署長に報告しなければならない。

(勤務日誌)

第四十条 第四条に定める活動単位において活動する地域警察官は当務日の活動状況を勤務日誌に記録し、別に定める要領により、署長に報告しなければならない。

(幹部会議等)

第四十一条 署長は、毎月一回以上幹部会議を開催し、地域警察活動の重点、月間の勤務計画その他地域警察活動上必要な事項を協議するとともに、課又は係相互間の連絡調整を図るものとする。

2 署長は地域警察活動の効率的運営を図るため、地域幹部会議、交番所長会議、駐在所長会議、班長・車長会議及び地域全体会議等を毎月一回以上開催し、活動の検討、情報交換等を行わせるものとする。

第四章 地域警察活動

第一節 通則

(活動上の留意事項)

第四十二条 地域警察官は、地域警察活動を行うに当たって、次の各号に掲げる事項に留意し、積極的に職務の遂行に努めなければならない。

- 一 常に地域警察官としてふさわしい服装、態度を保持すること。
- 二 県民の奉仕者であることを自覚して、適切な市民応接に努めること。
- 三 管内の地勢、民情、風俗等地域事情及び警察対象、事件、事故等治安情報をは握すること。

四 警ら要点においては、定点・街頭監視や駐留警戒を行うなどして事件、事故の未然防止を図ること。

五 諸願届け等の来訪者には、懇切丁寧に應對し、速やかに必要な処理又は手続きをとること。

六 重要又は急を要する事件、事故等の発生を知ったときは、直接通信指令課及び署通信室に速報するとともに、直ちに現場に急行し、必要な措置をとること。

七 夜間又は危険が予想される場合は警棒を把持するなどして、受傷事故の防止に努めること。

八 携帯用無線機等を活用して、常に連絡体制の保持に努めること。

(職務質問の励行)

第四十三条 地域警察官は、すべての地域警察活動を通じて職務質問を積極的に行い、犯罪の予防検挙に努めなければならない。

(情報及び資料の収集、報告)

第四十四条 地域警察官は、その活動を通じて職務遂行上必要な情報及び資料の収集に努め、入手した情報及び資料は、速やかに署長に文書により報告するとともに、常に活用できるように整理保管しておかなければならない。この場合において、地域警察官は、その内容が急を要する事項である場合は、直ちに口頭又は電話等により報告するものとする。

第二節 交番等の活動

(所管区責任)

第四十五条 交番等の地域警察官は、所管区において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態のは握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して地域警察官の任務を遂行する責任を負うものとする。

(立番)

第四十六条 立番は、交番等付近の視野の広い場所に位置して、周囲の警戒、交通の指導取締り及び諸願届の受理等に当たるものとする。

(見張)

第四十七条 見張は、交番等施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて外部に対する警戒を行うとともに、諸願届の受理に当たるものとする。

(在所)

第四十八条 在所は、交番等の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資機材及び施設の点検整備を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

(警ら)

第四十九条 警らは、所管区を巡行することにより、管内状況のは握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導等に当たるもののほか、警ら要点及び主要交差点等での定点監視活動並びに街頭監視活動を行うものとする。

2 前項の警らは、徒歩又は自転車(自動二輪車を含む。)により行うものとする。ただし、所管区等の状況により必要と認められるときは、小型警ら車、無線車又は署長の承認を受けた自動車により行うことができる。

3 署長は、所管区ごとに前項の方法を具体的に定めて行わせなければならない。

第五十条 削除

(巡回連絡)

第五十一条 巡回連絡は、受持区内を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導及び連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取に当たることにより、住民との良好な関係を保持するものとする。

2 巡回連絡の実施要領は、別に定めるところによる。

(休憩)

第五十二条 休憩は、交番等のあらかじめ定められた場所において行うものとする。

2 前項の休憩において、急訴事件、願届等があったときは、直ちに受理し、必要な措置を採らなければならない。

(ブロック運用)

第五十三条 署長は、所管区が相互に隣接し、又は接近する二以上の交番等について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して、特に必要があると認める場合は、当該二以上の交番等の所管区を結合し、当該結合した区域(以下「ブロック」という。)において、当該二以上の交番等の地域警察官を統合的に運用(以下「ブロック運用」という。)することができる。

2 署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる交番等及び当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者(以下「ブロック長」という。)を指定するものとする。

3 署長は、ブロック内の地域警察幹部のうちから、副責任者(以下「副ブロック長」という。)を指定するものとする。

4 ブロック運用を行う場合においては、当該ブロックの地域警察官は共同して第四十五条に規定する責任を負うものとする。

5 署長は、ブロックを編成し、ブロック長及び副ブロック長を指定したときは、本部長に報告しなければならない。

(ブロック長等の職務)

第五十四条 ブロック長は、交番等の所長又は、交番連絡責任者としての職務のほか、ブロック内の勤務員の活動を一体的なものとするため、次に掲げる職務を行うものとする。

一 ブロックの実態に即した勤務員の運用計画の立案及び実施

二 ブロック内の活動重点事項の調整及び実施

三 ブロック内の地域警察官の実践的指導監督等

四 ブロック内における事件、事故発生時の現場活動及び現場指揮

五 ブロック内の勤務員相互間の意志の疎通と融和及び協調

六 他のブロックとの連絡調整

2 副ブロック長は、ブロック長が不在のときには、前項のブロック長の職務を行うもの

とする。

(複数駐在所の運用等)

第五十五条 複数駐在所は、二名以上の地域警察官を勤務させるものとし、その運用等は別に定めるところによる。

第三節 自動車警ら班の活動

(自動車警ら班の活動)

第五十六条 自動車警らに従事する地域警察官(以下「乗務員」という。)は、署の管轄区域において、事件、事故等の発生状況、交番等の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件、事故等の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行い、第三条に規定する任務を遂行するものとする。

(機動警ら)

第五十七条 機動警らは、第三十一条に定める区域内を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締りその他危険の防止等に当たるものとする。

2 前項の機動警らは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 警察事象の多い地域は、常時警ら
- 二 市街地形成地域は、一定時間警ら
- 三 その他の地域は、必要に応じた警ら

3 乗務員は、機動警ら中、事件、事故の発生状況等から必要があると認める場合は、駐留警戒を行うものとする。

(待機)

第五十八条 待機は、署又は署長の指定する交番等で行い、常時急訴等に即応できる態勢を保持しつつ、車両、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

(通信指令課等との連携)

第五十九条 自動車警ら班は、機動警ら中常時無線電話を開局し、通信指令課、署通信室等と緊密な連携を保たなければならない。

(交番等勤務員との連携)

第六十条 乗務員は、交番等勤務員との連携を図るため、次により手配又は情報交換を積極的に行うものとする。

- 一 交番等への立寄り
- 二 同乗警ら
- 三 事件、事故の共同処理

(無線車の一元的運用)

第六十一条 通信指令課長は、重要事案又は重大事故その他緊急を要する場合において、特に必要と認めるときは、無線車を一元的に指揮して運用させることができる。

(応援要請)

第六十二条 署長は、重大事案の発生その他管内の治安情勢により無線車の応援を必要と認めるときは通信指令課長を経て、本部長に無線車の応援派遣を要請することができる。

(事件等の引継ぎ)

第六十三条 自動車警ら班が管轄区域外で事件、事故等を取り扱った場合は、これを管轄

署に引き継ぐものとする。

第五章 団地等における活動の特例

(移動交番車)

第六十四条 署長は、住宅団地、工業団地及び振興開発地域等(以下「団地等」という。)で、署又は交番等から比較的遠距離な地域の所管区活動を補うため、別に定める要領により移動交番車を派遣し、効果的な運用を図るものとする。

(臨時交番)

第六十五条 署長は、次に掲げる地域に該当する場合は、臨時交番を設置することができる。

- 一 団地等の造成により人口が急増し、将来、交番等の設置が予定される地域
- 二 季節により行楽客及び観光客が一時的に集中する地域
- 三 その他一時的に人口が急増した地域で、特に警戒、警備が必要と認められる地域

2 署長は、前項の臨時交番を設置しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、本部長に申請しなければならない。

- 一 設置の理由
- 二 名称、位置及び区域(略図添付)
- 三 担当する区域の面積、人口、世帯数、事件、事故の発生件数及び主な警察対象
- 四 敷地確保の見通し
- 五 警察官の配置及び運用方法
- 六 その他参考事項

第六章 交番相談員

(交番相談員)

第六十六条 交番に、必要に応じ相談活動等を行う交番相談員を置く。

2 交番相談員の運用については、別に定める。

第七章 補則

(活動状況の報告)

第六十七条 署長は、その月における地域警察官の活動状況を別に定める様式により、翌月十日までに本部長に報告しなければならない。

(所管区の実態報告)

第六十八条 署長は、毎年末における所管区の人口、世帯数、犯罪発生件数等について、別に定める様式により、翌年一月末までに本部長に報告しなければならない。

(備付簿冊等)

第六十九条 地域警察関係の備付簿冊及び諸用紙の様式、取扱い要領等は別に定めるものとする。

(本部長への報告)

第七十条 この訓令に定める本部長への報告又は申請は、別に定めのあるものを除き、地域部地域課長を経て行うものとする。

(細則の制定)

第七十一条 署長は、この訓令の施行に関し、本部長の承認を受けて必要な細則を定めるものとする。